

## 高知県園芸用農地確保対策事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県園芸用農地確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （補助目的）

第2条 県は、園芸農業への参入や規模拡大に向けた園芸用農地の確保等を図るために、市町村又は民間企業（以下「補助事業者」という。）が、次世代型ハウス等の整備が可能なまとまった園芸用農地を作り出すために必要な基盤整備等の基本計画を作成する事業、ハウス等の移設・撤去に係る事業及び園芸用農地の長期的な確保に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### （補助事業者、補助対象経費、補助率等）

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に係る補助事業者、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

### （補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、知事に提出しなければならない。ただし、別に定める「高知県園芸用農地確保対策事業実施要領」に基づいて選定された事業計画に限るものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### （補助金の交付の決定）

第5条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業者（市町村を除く。）においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。

(7) 補助事業者（市町村を除く。）においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金の滞納がない旨を証する誓約書兼同意書を提出すること。

（補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは当該事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(5) 補助事業者が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

(グリーン購入)

第 11 条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 12 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行し、改正後の規定は令和 7 年度事業から適用する。